

災害貸付

日本政策金融公庫国民生活事業では、平成 28 年熊本県熊本地方の地震により被害を受けたみなさまを対象とした「災害貸付」をお取り扱いしています。

災害貸付 概要

	普通貸付・特別貸付	生活衛生貸付
ご利用いただける方	平成 28 年熊本県熊本地方の地震により被害を受けた事業者の方で、次のいずれかに該当する方 1 災害により直接被害を受けた方 2 前 1 以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方	平成 28 年熊本県熊本地方の地震により被害を受けた生活衛生関係の事業者の方で、次のいずれかに該当する方 1 災害により直接被害を受けた方 2 前 1 以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方 3 前 1、2 に該当する方の営業復旧・再開のため共同購入事業を行う生活衛生同業組合等(以下「組合等」という。)
資金のお使いみち	被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金	1 被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金 2 被災した生活衛生関係の事業を営む方の営業復旧・再開のために組合等が必要とする共同購入運転資金
ご融資限度額	各融資制度のご融資限度額に 1 災害につき 3,000 万円を加えた額	一般貸付または振興事業貸付のご融資限度額に 1 災害につき 3,000 万円(組合等は 5,000 万円)を加えた額
ご返済期間	普通貸付：10 年以内[うち据置期間 2 年以内] 特別貸付：各融資制度に定められたご返済期間内	設備資金：各融資制度に定められたご返済期間内[うち据置期間 2 年以内] 組合等の共同購入運転資金：各融資制度に定められたご返済期間内[うち据置期間 6 ヶ月以内]
利率(年)	普通貸付：基準利率 特別貸付：各融資制度に定められた利率	各融資制度に定められた利率
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます	

- ※ ご返済期間によって異なる利率が適用されます。
- ※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合があります。

くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル

☎0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。